

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年7月3日)

開催日及び場所		令和6年6月25日(火曜日) 中会議室		
委員		折原博樹(公認会計士) 田中健太郎(弁護士) 渡邊寧子(税理士)		
審議対象期間		令和5年10月1日～令和6年3月31日		
審議対象案件		291件 うち、1者応札案件163件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件		
抽出案件		16件 うち、1者応札案件12件 (抽出率5.5%) (抽出率7.4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約		0件
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
簡易公募型プロポーザル			該当なし	
標準型プロポーザル			該当なし	
その他の随意契約			0件	

物品・役務等	一般競争	8件 うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指名競争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	1 抽出案件B1と別紙様式1 B2は場所が近く、工事内容も類似なことから同一業者が参入し落札したのか。	1 業者の所在地が施工地に近いことから、参加、落札したと思われる。
	2 抽出案件AA1は事業地が羽幌町で業者が函館であるが、遠方の業者が参入することがあるのか。	2 函館の業者が道北の入札に参加することはあり、手持ちの事業の状況等により参入したと推測される。
	3 抽出案件F25の特別な競争参加資格で国有林野の管理経営に関する法律第6条の5第1項に基づく指定された者であることとあるがどのような規定でどのような業者を想定しているのか。	3 立木調査を行うための指定調査機関の制度が規定されており、その指定調査機関に認定された業者に限定して入札を実施したものである。
	4 抽出案件A1の治山工事の技術評価点でこの点数以下は落札不可等の規定はあるのか。また、標準点100に加点をすと思うが減点もあるのか。	4 最低点等の規定はない。また、標準点100に加点したものが審査した点数になるのでその合計から減点するものではない。
	5 抽出案件 AA2の調査観測業務の技術評価点は総計が47.8点であるが満点は何点であるか。	5 技術評価点は評価項目ごとに評価点を出し、合計が60点で満点である。
6 抽出案件 F1は落札率が100%であるが、その理由は何か。	6 明確な理由は定かではないが、他の事業より比較的安価で、かつ、高所作業車で伐採	

	<p>7 色々な事業の発注をしているが工期は発注から半年で完成させるのか。</p> <p>8 完成したものが適正に実施されているかの検査は職員が行うのか。</p> <p>9 工事が完了し検査が終わってから支払いまでの期間はどれぐらいか。また、工事前に前払金を払うことはあるのか。</p>	<p>作業のみの事業内容であることから入札金額の算定において予定価格との差がなくなると想定される。</p> <p>7 事業の発注は予算によるので当初予算であれば年度内で完了させることになる。今回の委員会の審議期間は令和5年10月から令和6年3月なので当初予算と補正予算があり、補正予算は緊急的なもので直ちに予算執行するよう指示があり基本的に年度内に完了する設定で発注している。ただし、完了しない場合は財務省と協議し翌年度に繰越しの承認を得て年度を跨ぐこともある。</p> <p>8 監督・検査は職員が工期期限までに適正に完了したか検査を行い、代金を支払っている。</p> <p>9 請求書を受領してから1ヶ月以内に支払うことになっている。また、事業によっては資材の確保等で基準の範囲内で前払いを認めているものもある。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。